

概要版

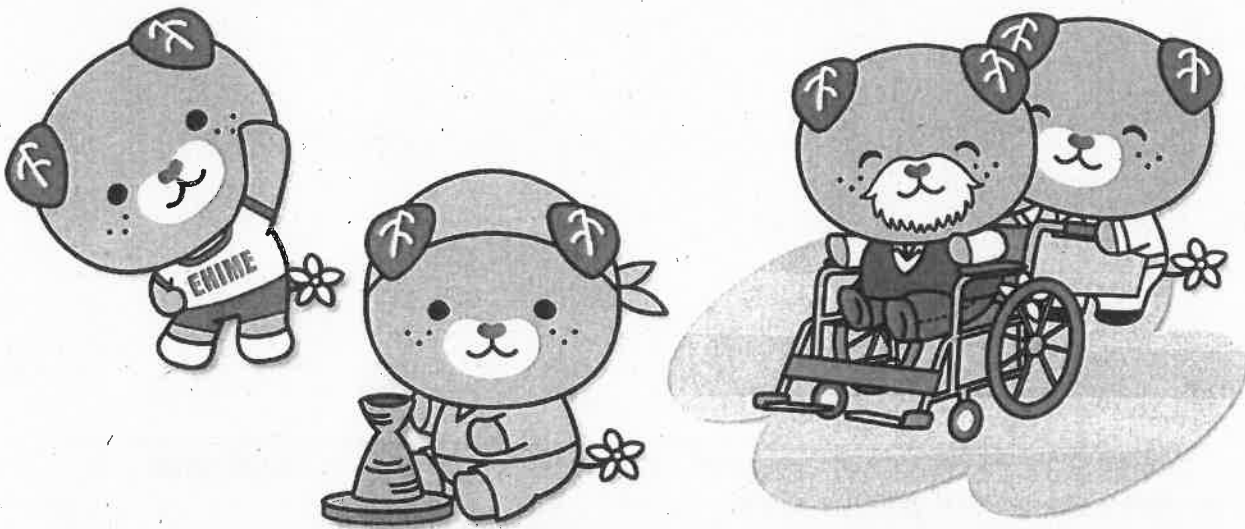
(案)

# 愛媛県 高齢者保健福祉計画 介護保険事業支援計画

計画期間：2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

—政策目標—

高齢者一人ひとりの愛顔が輝き  
心豊かに安心して暮らせる共生社会づくり



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

2024(令和6)年3月

- この計画は3年ごとに見直しを行っているもので、文章・図表中の「現行計画」又は「第8期（計画）」とは、2021（令和3）年3月に策定したものです。
- 図表中の数値は、端数処理（四捨五入）により、合計が一致していない場合があります。

# 1 計画の基本的事項

## (1) 計画策定の趣旨

本県の高齢者の現状や中長期的な視点から考えられる課題等を踏まえ、全国の高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年に向けて、高齢者施策の目指す方向を示す総合計画として、愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画を策定します。

## (2) 計画の位置付け

- この計画は、次のとおり、法律に基づく計画で、両計画を一体的に策定します。
  - 【愛媛県高齢者保健福祉計画】老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく計画
  - 【愛媛県介護保険事業支援計画】介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく計画
- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法に規定する老人福祉計画に、健康づくり・介護予防の施策等も盛り込んだ、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画であり、介護保険事業支援計画を包含するものです。
- 介護保険事業支援計画は、各市町の介護保険事業計画を取りまとめた上で、県の支援策も盛り込んだもので、今期で第9期目となります。
- 県が現在策定している次の計画と整合・調和が保たれたものとしします。
  - ・ 愛媛県総合計画
  - ・ 第4期愛媛県医療費適正化計画
  - ・ 愛媛県高齢者居住安定確保計画
  - ・ 愛媛県地域福祉支援計画
  - ・ 愛媛県地域防災計画
  - ・ 愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（愛媛県感染症予防計画）
  - ・ 第8次愛媛県地域保健医療計画
  - ・ 第3次県民健康づくり計画
  - ・ 愛媛県障がい者プラン
  - ・ 医療介護総合確保促進法に基づく愛媛県計画

## (3) 計画期間

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

## (4) 高齢者保健福祉圏域

この計画における高齢者保健福祉圏域は、次のとおり6圏域です。  
保健・医療・福祉の総合的・一体的な推進を図るため二次保健医療圏と合致させています。



## 2 高齢者を取り巻く状況

### (1) 高齢者等の現状と将来推計

#### ① 総人口と高齢化率の推移

総務省統計局の調査によると、本県の総人口（年齢不詳の者は除く。）は、2022（令和4）年10月1日現在では130万6千人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は44万3千人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は33.9%と、およそ3人に1人が高齢者となっています。今後も高齢化率は上昇を続け、2040（令和22）年の本県の高齢化率は40.2%に達する見込みで、全国平均（34.8%）を大きく上回るものとなっています。

また、2020（令和2）年と2040（令和22）年の人口を比較すると、各年齢構成人口全てにおいて減少に転じ、特に年少人口（0～14歳）は約36%（5万5千人）、生産年齢人口（15～64歳）は約24%（16万8千人）減少するなど、さらなる少子高齢化が予測されています。

#### 【人口と高齢化率の推移及び将来推計】

（単位：千人）

区分	年	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22)
総人口 (年齢不詳の者を除く)		1,514	1,507	1,492	1,467	1,423	1,362	1,300	1,268	1,203	1,139	1,074
年少人口①		281	246	219	200	185	169	154	135	116	104	99
生産年齢人口②		1,000	982	953	915	859	776	712	690	651	607	544
高齢者人口③		233	279	320	352	379	417	434	443	436	428	431
後期高齢者人口④		97	112	138	174	201	213	227	262	273	270	261
高齢化率 ③/(①～③計)		15.4%	18.5%	21.4%	24.0%	26.6%	30.6%	33.4%	35.0%	36.3%	37.5%	40.2%
高齢者人口に占める 後期高齢者の割合 (④/③)		41.6%	40.1%	43.1%	49.4%	53.0%	51.1%	52.3%	59.1%	62.6%	63.1%	60.6%
(参考) 全国高齢化率		12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.7%	29.6%	30.8%	32.3%	34.8%

資料：2020（令和2）年以前 ☞ 国勢調査

2025（令和7）年以降 ☞ 全 国：国立社会保障・人口問題研究所（2023（令和5）年4月推計）

愛媛県：国立社会保障・人口問題研究所（2023（令和5）年12月推計）

#### ② 高齢世帯数

本県の高齢世帯（世帯主の年齢が65歳以上である一般世帯）数は、2025（令和7）年にピーク（26万世帯）を迎え、その後減少に転じますが、その割合は、2040（令和22）年には49%となり全世帯の約半数を占めると推計されています。

一方で、高齢単身世帯は増加を続け、2040（令和22）年には10万6千世帯となり、高齢夫婦のみ世帯と併せると、全世帯数の約36%に達する見込みです。

#### 【高齢世帯の推移及び将来推計】

（単位：千世帯）

区分	年	2000 (平成12)		2015 (平成27)		2020 (令和2)		2025 (令和7)		2030 (令和12)		2035 (令和17)		2040 (令和22)	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯		565	100%	591	100%	600	100%	575	100%	558	100%	536	100%	510	100%
高齢世帯		164	29.0%	237	40.1%	252	42.0%	260	45.2%	256	45.9%	250	46.6%	250	49.0%
高齢単身世帯		51	9.0%	81	13.7%	90	15.0%	99	17.2%	102	18.3%	104	19.4%	106	20.8%
高齢夫婦のみ世帯		65	11.5%	83	14.0%	87	14.5%	87	15.1%	84	15.1%	79	14.7%	78	15.3%

資料：2020（令和2）年以前 ☞ 国勢調査

2025（令和7）年以降 ☞ 国立社会保障・人口問題研究所（2019（平成31）年4月推計）

※2015（平成27）年国勢調査に基づいた推計

### ③ 認知症高齢者数の推移 暫定値

本県の認知症高齢者数は、2023（令和5）年は約5万6千人ですが、後期高齢者人口の増加等に伴い、2040（令和22）年時点で約6万4千人となり、65歳以上の高齢者人口の15.4%を占めると見込まれています。

#### 【認知症高齢者数の将来推計】

暫定値

（単位：人）

区分	年	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
高齢者人口①		428,008	434,035	438,049	440,710	442,170	443,576	443,774	441,606	431,051	418,323
認知症高齢者数②		53,302	54,047	53,770	54,209	54,284	53,389	54,716	56,122	60,882	64,400
高齢者人口に占める割合 (② / ①)		12.5%	12.5%	12.3%	12.3%	12.3%	12.0%	12.3%	12.7%	14.1%	15.4%

資料：2023（令和5）年以前 ☞ 長寿介護課調査

2030（令和12）年以降 ☞ 2023（令和5）年の要介護認定データに基づき、要介護認定者数に占める「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」以上の割合（認知症の人が占める割合）を算出し、市町の要介護認定者数の将来推計に認知症の人が占める割合を乗じて推計（高齢者人口は各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ）

なお、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」とは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても誰かが注意すれば自立できる状態

### ④ 介護職員数（介護人材の不足） 暫定値

本県における2021（令和3）年度の介護職員数は約3万1千人となっています。

2022（令和4）年度介護労働実態調査によると、訪問介護を含めた介護職員の年間離職率は、全国平均14.4%に対して本県が15.3%、採用率は全国平均16.2%に対して本県が14.3%と、全国平均と比較した場合、離職率は全国平均よりやや高く、採用率は全国平均よりやや低くなっており、介護人材の不足が懸念されます。

今後、本県で将来必要となる介護職員数等を県内市町のサービス見込量を基に推計したところ、2040（令和22）年には約3万8千人になると見込まれています。

しかしながら、本県における今後の人口動態や介護ニーズ等から推計した供給数は約2万8千人にとどまることから、このまま有効な対策を講じない場合、2040（令和22）年には差引約1万人近く介護人材が不足すると予想されています。

#### 【介護職員数の推移及び将来推計】

暫定値

（単位：人）

区分	年	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
介護職員数 (需要見込)①								34,481	35,161	37,015
介護職員数 (供給見込)②		27,746	28,667	29,088	31,567	31,572	31,421	32,061	31,924	29,977
差引不足人数 (① - ②)								2,421	3,237	7,038

資料：2021（令和3）年以前 ☞ 厚生労働省調査（各年度10月1日現在）

2026（令和8）年以降 ☞ 長寿介護課推計（厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」より算出）

**(2) 介護保険事業等の現状と将来推計 暫定値**

**① 要介護（支援）認定者数**

要介護（支援）認定者数は、2022（令和4）年度末現在で9万3千人となっており、介護保険制度の運用が開始された2000（平成12）年度の4万1千人から、2.3倍に増加しています。

要介護度別に見ると、近年では、要介護度5の重度者が減少傾向にあります。その他の区分（要介護4～要支援1）については横ばい傾向です。

将来の推計を見ると、今後も要介護（支援）認定者数は増加し続け、2040（令和22）年度には約10万7千人と、2022（令和4）年度の15%増となる見込みです。

**【要介護（支援）認定者数の推移】（各年度末現在）** (単位：千人)

区分	2000 (平成12)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
要支援1	6	14	15	15	15	14	15	16	16	16	16
要支援2	-	12	12	12	12	12	13	13	12	13	13
要介護1	12	17	17	18	19	19	20	20	20	20	20
要介護2	7	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14
要介護3	5	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11
要介護4	6	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11
要介護5	6	11	10	10	10	9	9	9	9	9	8
計	41	87	89	91	92	91	93	94	94	94	93

資料：介護保険事業状況報告（年報）

(注) 要介護（支援）認定者数には第2号被保険者（40～64歳）を含む。

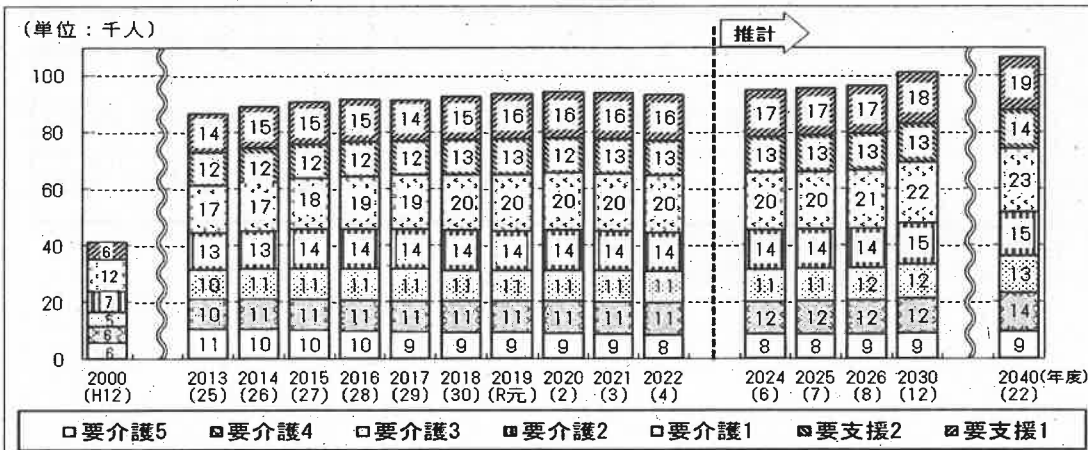
2006（平成18）年度から、要介護1は要支援2と要介護1の振り分けが必要となった。

**【要介護（支援）認定者数（第2号を含む）の推計】 暫定値** (単位：人)

区分	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
要支援1	16,500	16,658	16,899	17,992	18,578
要支援2	12,726	12,780	12,864	13,490	13,741
要介護1	20,239	20,396	20,592	21,591	22,692
要介護2	13,854	13,935	14,036	14,674	15,482
要介護3	11,390	11,491	11,604	12,104	13,049
要介護4	11,698	11,857	11,987	12,455	13,638
要介護5	8,422	8,468	8,506	8,792	9,437
計	94,829	95,585	96,488	101,098	106,617

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

**【要介護（支援）認定者数の推移及び推計】 暫定値**



## ② 要介護（支援）認定率 暫定値

第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者の割合（認定率）は、2022（令和4）年度末現在、県平均では20.9%と、ほぼ5人に1人の割合を占めています。このうち軽度（要支援1～要介護1）が10.9%で最も多く、次いで中度（要介護2・3）5.5%、重度（要介護4・5）4.4%の順となっています。近年では、軽度の認定率が高くなってきている一方、中度や重度の認定率には大きな変動はありません。

しかし、今後は後期高齢者人口の増加等に伴い、認定率は上昇し、2040（令和22）年度には25.2%となる見込みです。

【第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定率の推移】（各年度末現在）

区分	年度	2000 (平成12)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
軽度(要支援1～要介護1)		5.3%	10.2%	10.3%	10.3%	10.4%	10.2%	10.6%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%
中度(要介護2・3)		3.6%	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%	5.7%	5.6%	5.5%	5.6%	5.5%	5.5%
重度(要介護4・5)		3.4%	5.0%	4.9%	4.8%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.4%
計		12.3%	20.7%	20.8%	20.8%	20.7%	20.5%	20.7%	20.9%	20.9%	20.9%	20.9%
全国平均		11.0%	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	18.0%	18.3%	18.4%	18.7%	18.9%	19.0%

資料：介護保険事業状況報告（年報）

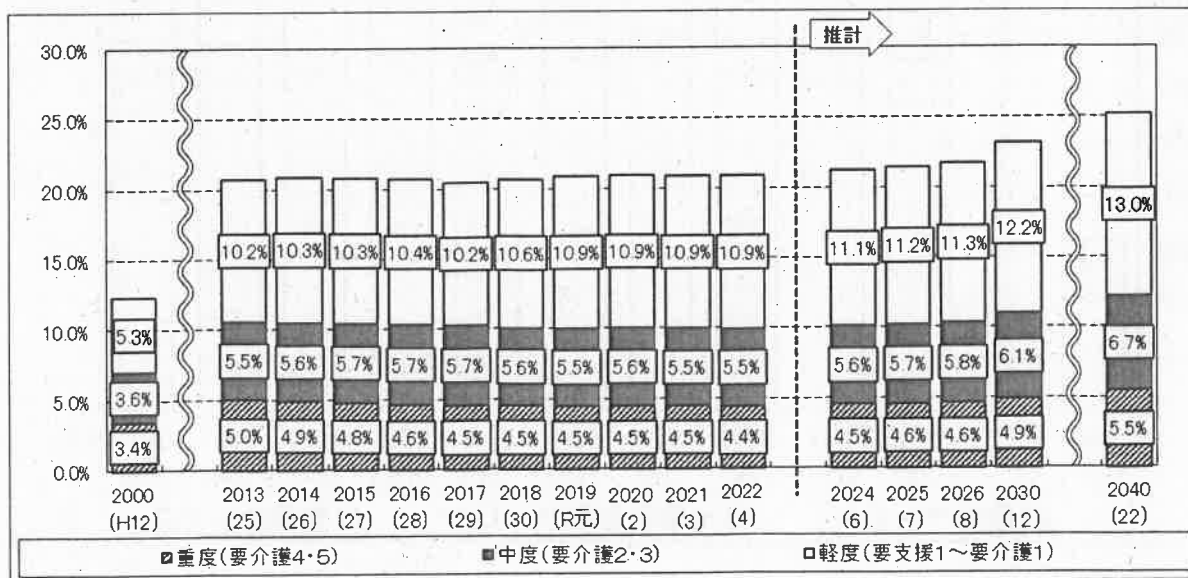
（注）算出基礎となる要介護（支援）認定者数には、第2号被保険者を含まない。

## 【要介護（支援）認定率の推計】 暫定値

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
要介護(支援)認定率 (第1号被保険者のみ)		21.2%	21.4%	21.7%	23.1%	25.2%
要介護(支援)認定率 (第2号被保険者含む)		21.4%	21.7%	22.0%	23.4%	25.4%

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

## 【第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定率の推移及び推計】（第2号被保険者を含まない） 暫定値



### ③ サービス受給者数

2022（令和4）年度（※2022（令和4）年3月～2023（令和5）年2月）のサービス受給者数（延べ人数）は100万6千人であり、介護保険制度の運用が開始された2000（平成12）年度（32万1千人）の約3倍となっています。

サービス区分別に見ると、施設サービスは2016（平成28）年度以降わずかに減少し続けていますが、一方で地域密着型サービスは大幅に増加しています。居宅サービスは、2017（平成29）年度から全市町で要支援認定者に対する訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行したため5万3千人減少しましたが、2019（令和元）年度からは再び増加に転じています。

※介護保険制度のサービス給付（受給者数及び保険給付）は、3月から翌年2月サービス提供分を年度単位で計上

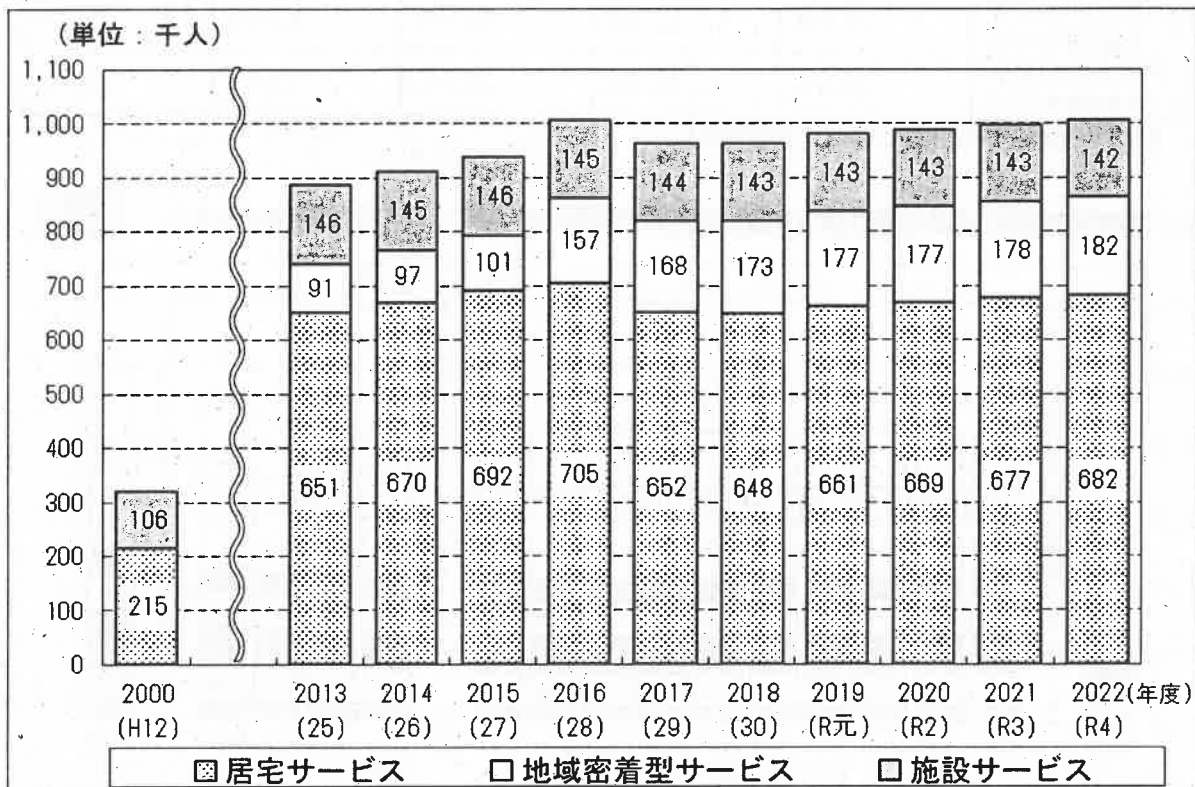
【サービス受給者数の推移】（各年度累計）

（単位：千人）

区分	2000 (平成12)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
施設サービス	106	146	145	146	145	144	143	143	143	143	142
地域密着型サービス	-	91	97	101	157	168	173	177	177	178	182
居宅サービス	215	651	670	692	705	652	648	661	669	677	682
計	321	888	912	939	1,007	963	964	981	989	998	1,006

資料：介護保険事業状況報告（年報）

【サービス受給者数の推移】（各年度累計）





#### ④ 給付費 暫定値

2022 (令和4) 年度 (2022 (令和4) 年3月~2023 (令和5) 年2月サービス提供分) の給付費 (介護サービス費用から利用者負担分を除く8~9割相当分) は、1,346億円となっており、2000 (平成12) 年度 (524億円) の約2.6倍に達しています。2022 (令和4) 年度の内訳を見ると、施設サービスは390億円で29%、地域密着型サービスは334億円で24.8%、居宅サービスは622億円で46.2%となっています。

今後も要介護認定者の増加に伴い給付費は増加し続け、2040 (令和22) 年度には1,629億円と2022 (令和4) 年度の21%増となる見込みです。

#### 【給付費の推移】 (各年度)

(単位: 百万円)

年度	2000 (平成12)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
施設サービス	34,811	38,137	38,395	37,850	36,809	36,966	37,632	38,124	38,915	39,086	38,979
地域密着型サービス	-	19,647	21,153	22,127	26,756	28,649	29,973	30,852	31,892	32,700	33,390
居宅サービス	17,575	61,692	63,965	64,948	62,261	60,972	60,790	62,101	62,700	63,159	62,244
計	52,386	119,476	123,513	124,924	125,826	126,586	128,395	131,077	133,507	134,944	134,614

資料: 介護保険事業状況報告 (年報)

(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等は含まない。

地域密着型サービスは、2005 (平成17) 年度介護保険法改正により創設された。

#### 【給付費の推計】 (各年度) 暫定値

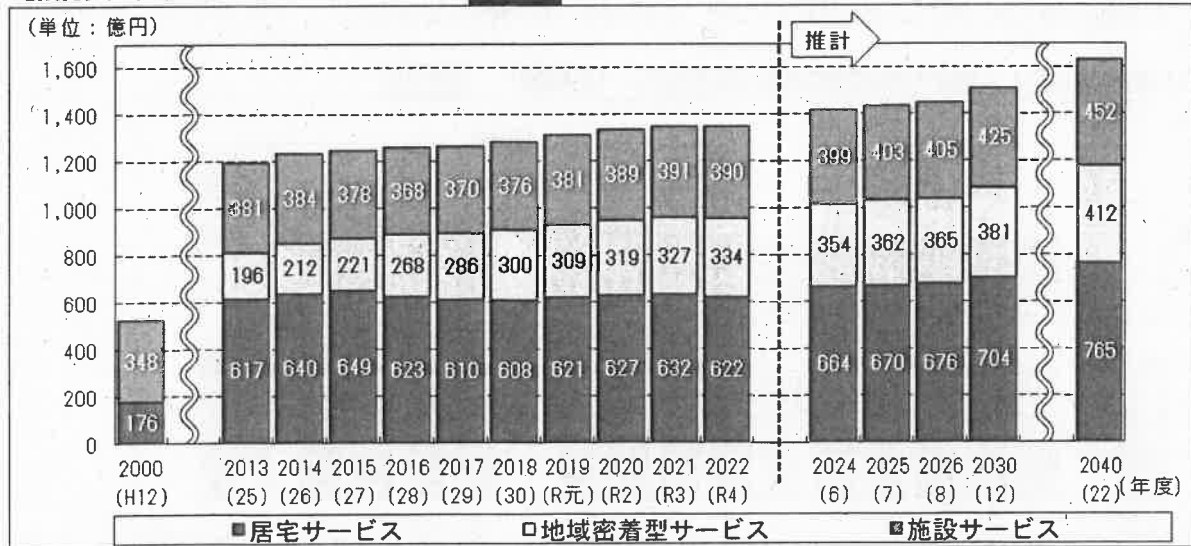
(単位: 百万円)

年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
施設サービス	39,948	40,284	40,538	42,507	45,160
地域密着型サービス	35,412	36,167	36,462	38,074	41,222
居宅サービス	66,412	67,018	67,554	70,378	76,473
計	141,772	143,469	144,554	150,958	162,855

資料: 各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### 【給付費の推移及び推計】 (各年度) 暫定値

(単位: 億円)



⑤ 第1号被保険者1人当たり給付費 暫定値

2022（令和4）年度の第1号被保険者1人当たりの給付費の県平均は30万5千円で全国平均（27万3千円）より高く、2000（平成12）年度（16万1千円）の約1.9倍となっており、増加傾向にあります。2022（令和4）年度の内訳を見ると、施設サービスが8万8千円、地域密着型サービスが7万6千円、居宅サービスが14万1千円となっており、近年、広域型の施設サービスから地域密着型サービスに給付のウエイトが移りつつあります。

今後も要介護認定者数の増加に伴い、1人当たり給付費は増加を続け、2040（令和22）年度には38万9千円と2022（令和4）年度の27.5%増となる見込みです。

【第1号被保険者1人当たり給付費の推移】（各年度）

（単位：千円）

区分	年度	2000 (平成12)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
施設サービス		107	93	92	89	85	84	86	86	88	88	88
地域密着型サービス		-	48	50	52	62	65	68	70	72	74	76
居宅サービス		54	151	153	152	144	139	138	141	142	143	141
計		161	292	295	292	290	289	292	297	301	305	305
全国平均		144	250	254	253	252	255	257	263	264	270	273

資料：介護保険事業状況報告（年報）

（注）1人当たり給付費は、各年度別給付費 ÷ 各年度末の第1号被保険者数  
各年度給付費には、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等は含まない。

【第1号被保険者1人当たり給付費の推計】（各年度）

暫定値

（単位：千円）

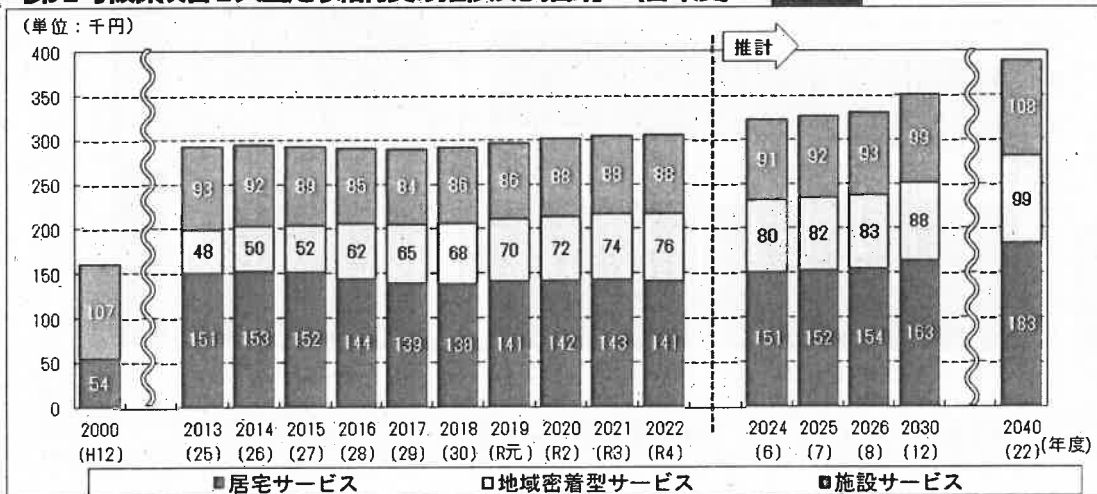
区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
施設サービス		91	92	93	99	108
地域密着型サービス		80	82	83	88	99
居宅サービス		151	152	154	163	183
計		322	326	330	350	389

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

（注）1人当たり給付費は、各年度別給付費 ÷ 各年度末の第1号被保険者数  
各年度給付費には、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等は含まない。

【第1号被保険者1人当たり給付費の推移及び推計】（各年度）

暫定値



⑥ 施設等の整備状況 **暫定値**

各市町は、地域の実情に応じて計画的に介護保険施設及び居住系サービス（認知症高齢者グループホーム、特定施設）を整備しており、第8期計画期間中は、特に入所希望者の多い特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの整備が進められたほか、2024（令和6）年3月末が転換期限である介護療養型医療施設の転換も計画どおり完了しました。

なお、特別養護老人ホームについては、サービス受給者の可能な限り住み慣れた地域での生活を継続する観点から、地域密着型施設（定員29人以下）の整備に取り組んでおり、特別養護老人ホームの定員全体に占める地域密着型施設の整備率は18.0%と、全国平均の10.4%（2023（令和5）年度末見込み）を大きく上回っています。

【施設等の整備状況】（2024（令和6）年3月末現在）※療養病床等からの転換分を含む（単位：床数）

市町	第1号 被保険者数	施設整備の状況（定員数等）								総計
		特別養護老人ホーム			介護老人 保健施設	介護 医療院	介護療養型 医療施設	認知症高齢者 グループホーム	特定施設 （混合型、 地域密着型）	
		広域型 （定員30人 以上）①	地域密着型 （定員29人 以下）②	地域密着型 比率 ②/(①+②)						
松山市	144,943	1,713	631	26.9%	1,274	83	0	2,108	2,457	8,266
今治市	53,783	742	87	10.5%	842	144	0	504	204	2,523
宇和島市	27,966	470	58	11.0%	335	0	0	252	169	1,284
八幡浜市	12,808	170	58	25.4%	200	63	0	171	103	765
新居浜市	37,261	660	203	23.5%	387	0	0	554	130	1,934
西条市	34,743	520	87	14.3%	429	35	0	410	191	1,672
大洲市	15,151	205	87	29.8%	244	46	0	251	86	919
伊予市	12,399	230	0	0.0%	100	60	0	162	40	592
四国中央市	27,835	424	116	21.5%	347	82	0	182	163	1,314
西予市	15,161	341	48	12.3%	290	0	0	261	180	1,120
東温市	10,622	130	29	18.2%	200	8	0	126	25	518
上島町	2,917	69	0	0.0%	0	0	0	18	0	87
久万高原町	3,622	102	0	0.0%	50	15	0	45	0	212
松前町	9,590	134	29	17.8%	100	0	0	72	129	464
砥部町	7,093	85	0	0.0%	84	19	0	54	108	350
内子町	6,320	140	0	0.0%	189	0	0	117	0	446
伊方町	4,049	105	29	21.6%	0	0	0	45	0	179
松野町	1,684	50	0	0.0%	0	0	0	18	38	106
鬼北町	4,316	100	0	0.0%	80	0	0	54	21	255
愛南町	8,912	260	0	0.0%	100	0	0	99	0	459
県計	441,175	6,650	1,462	18.0%	5,251	555	0	5,503	4,044	23,465

圏 域	宇摩	27,835	424	116	21.5%	347	82	0	182	163	1,314
	新居浜・西条	72,004	1,180	290	19.7%	816	35	0	964	321	3,606
	今治	56,700	811	87	9.7%	842	144	0	522	204	2,610
	松山	188,269	2,394	689	22.3%	1,808	185	0	2,567	2,759	10,402
	八幡浜・大洲	53,489	961	222	18.8%	923	109	0	845	369	3,429
宇和島	42,878	880	58	6.2%	515	0	0	423	228	2,104	
県計	441,175	6,650	1,462	18.0%	5,251	555	0	5,503	4,044	23,465	

資料：長寿介護課調査

（注）第1号被保険者数は2023（令和5）年12月末現在の数値

介護療養型医療施設は2024（令和6）年3月末までに全て廃止された。

介護医療院は2017（平成29）年度介護保険法改正により、2018（平成30）年4月に創設された。

### (3) 第8期計画の検証

第8期介護保険事業支援計画の2021（令和3）、2022（令和4）年度における達成状況には、次のような特徴が見られます。

#### ○ 居宅サービス（計画本体P22 参照）

居宅サービスには、居宅に訪問してもらう訪問系サービスと、施設に通う通所系サービスがあります。

第8期計画期間中は、特に新型コロナウイルスの感染拡大によるサービス利用控えのほか、施設内でクラスターが発生し、事業所がサービス提供を休止したこと等により、一部サービスの利用実績が計画を下回っています。

#### ○ 地域密着型サービス（計画本体P22 参照）

地域密着型サービスは、サービス受給者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、身近な市町でサービス提供を受けることができるものです。

第8期計画期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、認知症対応型通所介護など、一部サービスの利用が低調となりました。

#### ○ 施設サービス（計画本体P24 参照）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の利用者数は、概ね計画どおりとなっています。

介護療養型医療施設は、2024（令和6）年3月末までに廃止となったことから、他施設への転換が進み実績が少なくなっています。

#### ○ 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス（計画本体P23 参照）

介護予防サービスは、要支援1・2と認定された方に提供されるサービスです。

第8期計画期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などもあり、サービスの種類によって利用実績にばらつきが見られますが、多くのサービスで実績が計画を下回っています。

地域密着型介護予防サービスは、第8期計画期間中では、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に介護予防認知症対応型通所介護の利用が低調でした。

#### ○ 標準給付費（計画本体P25 参照）

標準給付費は介護保険制度の中で保険給付が行われる標準的なものの全体の費用で、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを個別に見ると、実績に若干のばらつきはみられるものの、それらに特定入所者介護サービス費（低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際に食費・居住費を補足給付するもの）、高額介護サービス費（負担限度額を超えた利用者負担分を払い戻すもの）などをあわせた全体額（標準給付費）は、概ね計画どおりに推移しています。

#### ○ 地域支援事業費（計画本体P25 参照）

被保険者が要介護状態等になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、各市町が主体となって実施するもので、概ね計画どおりに推移しています。

【第8期介護保険事業支援十画の達成状況（給付費）】

(単位：千円)

区 分	2021(令和3)年度			2022(令和4)年度			
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
介護給付費①	居宅サービス	55,891,356	52,605,672	94.1%	57,420,808	51,702,057	90.0%
	地域密着型サービス	33,759,376	32,434,469	96.1%	35,085,587	33,124,516	94.4%
	住宅改修	295,606	261,167	88.3%	298,928	248,987	83.3%
	居宅介護支援	6,052,453	6,165,095	101.9%	6,143,262	6,154,909	100.2%
	施設サービス	40,148,889	39,085,712	97.4%	40,320,264	38,979,339	96.7%
予防給付費②	介護予防サービス	3,454,018	3,204,948	92.8%	3,540,560	3,212,156	90.7%
	地域密着型介護予防サービス	287,470	265,562	92.4%	281,508	265,896	94.5%
	住宅改修(予防)	239,383	211,373	88.3%	242,502	201,928	83.3%
	介護予防支援	726,750	710,273	97.7%	754,382	724,088	96.0%
	施設サービス(予防)	0	0	—	0	0	—
総給付費③ (①+②)	140,855,301	134,944,271	95.8%	144,087,801	134,613,875	93.4%	
特定入所者介護サービス費等給付額④	4,047,065	3,940,807	97.4%	3,765,970	3,354,438	89.1%	
高額介護サービス費等給付額⑤	3,616,753	3,608,486	99.8%	3,740,573	3,548,555	94.9%	
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	563,255	556,134	98.7%	578,446	554,150	95.8%	
算定対象審査支払手数料⑦	170,701	169,126	99.1%	175,548	170,895	97.3%	
標準給付費⑧ (③~⑦の計)	149,253,075	143,218,824	96.0%	152,348,338	142,241,912	93.4%	
地域支援事業費⑨	8,220,579	7,100,687	86.4%	8,497,997	7,112,499	83.7%	
計(⑧+⑨)	157,473,654	150,319,512	95.5%	160,846,335	149,354,411	92.9%	

資料：計画 ☞ 本県第8期計画 実績 ☞ 介護保険事業状況報告(年報)

### 3 状況と課題の整理

本県は全国平均を上回るペースで高齢化が進行しており、単身・夫婦のみの高齢世帯や要介護認定者及び認知症高齢者の増加、介護を行う家族の高齢化など、高齢者を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、これまでの1つの部門の行政サービスだけでは対応しきれないケースもあります。

そこで、高齢者を取り巻く状況や介護保険制度の実施状況などを踏まえ、明らかとなった今後の本県における課題を次のとおり整理します。

#### <主な課題>

##### ▶ 健康づくり・生きがいづくりの推進

- ⇒ 日常生活に制限のない期間である健康寿命を延ばし実際の寿命との差を短縮するため、要介護や重度化防止に繋がる生活習慣病の予防・改善や日々の運動などの健康づくりが必要
- ⇒ 地域社会の活力を維持していくため、高齢者が社会の担い手としてこれまでに培った豊かな知識や経験等を生かし、ボランティアや地域行事など様々な社会活動への参加を通じて、地域の中で生きがいをもって活躍できる環境整備が必要

##### ▶ 高齢者が安心、安全に暮らすことができる環境の整備

- ⇒ 単身・夫婦のみの高齢世帯の更なる増加が見込まれることから、地域の住民や多様な主体が参画し、孤立化のおそれのある高齢者に対し事故・犯罪被害防止や見守りなど地域で支え合う体制を構築していくことが必要
- ⇒ 要介護や認知症等になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けていけるよう、地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に提供される仕組みづくりが必要
- ⇒ 大規模な自然災害が全国各地で頻発していることや、新型コロナウイルス等の感染拡大を踏まえ、災害や感染症への備えや、発生時における応援・支援体制の構築が必要

##### ▶ 介護サービス基盤の計画的な整備

- ⇒ 既に多くの市町で高齢者人口が減少局面に差し掛かっているため、各地域における中長期的な人口動態や介護ニーズ等の見込みを適切に捉え、地域の実情に応じた計画的な介護施設をはじめとするサービス基盤の整備を行うことが重要
- ⇒ 高齢者が可能な限り住み慣れた居宅で生活が続けられるよう、地域密着型サービスの更なる普及や、既存資源等を活用した、「通い」、「泊まり」、「訪問介護・看護」等の複数の介護サービスを組み合わせ一体的に提供できるサービス基盤の整備が必要

##### ▶ 介護を担う人材の確保及び介護現場の生産性の向上

- ⇒ 今後も要介護認定者が増加することに加え、更なる少子化高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれており、将来の介護人材不足が懸念されることから、介護職員の負担軽減等の取組を通じ職場環境の改善を図るとともに、ケアの質の向上を通じて介護の魅力や価値を高め、人材の確保・定着に繋げていくことが必要

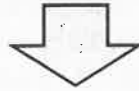
## 4 政策目標と施策の目指す方向

### (1) 2040（令和22）年を見据えた目指す姿と政策目標

本県の高齢者を取り巻く状況と課題を踏まえ、全国の高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年に目指す姿と、実現するための政策目標を次のとおり設定します。

<2040（令和22）年に目指す姿>

1. 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる社会
2. 介護が必要となっても個人の意思が尊重され、尊厳と希望を持って暮らせる社会
3. 高齢者が地域の重要な担い手として生きがいをもって活躍できる社会
4. 地域の多様な主体が参画し、高齢者を支え合う社会



<政策目標>

高齢者一人ひとりの愛顔えがおが輝き

心豊かに安心して暮らせる共生社会づくり

「愛顔」とは、「どのような困難も克服する前向きな気持ちと思いやりの心が結集した、愛のある笑顔」のこと

### (2) 施策の目指す方向

政策目標を達成するため、次のとおり4つの“施策の目指す方向”を定めます。

#### ① 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持って日常・地域生活を過ごすためには、健康寿命の延伸に向けた取組みが重要であることから、高齢者の生活習慣病の発症や重症化の予防徹底、栄養・食生活・歯と口腔・運動などを意識した健康づくりに努めます。

また、高齢者が、仕事やボランティア、地域行事などの社会参加を通じて生きがいを実感し、引き続き、地域を支える貴重な担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

#### ② 高齢者の自立した生活のために、地域で共に支え合う社会づくり

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた自宅や地域で、各自の能力に応じて自立した日常生活を営むために、地域包括ケアシステムを核とした、地域共生社会の実現を目指します。

また、各市町による高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を支援します。

さらに、医療・介護の複合的ニーズの増加に対応するため、医療と介護の連携を一層推進するとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法や認知症施策推進大綱等も踏まえて認知症施策を施行するほか、高齢者への生活支援の推進に努めます。

#### ③ 高齢者が安全に、安心して暮らせる社会づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすために、高齢者の住まいや多様な施設等サービスを提供するとともに、市町や関係機関等との連携の下、交通事故や犯罪等による被害防止に努めます。

近年多発する自然災害に対しては、避難場所等の整備などのハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練実施の支援、避難行動要支援者の個別避難計画、施設等への避難確保計画の作成支援などのソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な援護に取り組みます。

また、ここ数年猛威をふるった新型コロナウイルス等の感染症に対しては、高齢者施設等における応援体制の構築や必要な物資の備蓄等の対策を推進するとともに、災害や感染症が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

さらに、認知症等により、自己決定が難しくなった高齢者を法的に保護するため、市民後見人等の育成を含めた成年後見制度の活用を促進するとともに、尊厳のある本人らしい生活ができるよう、高齢者虐待防止に向けて市町に対する適正な支援の実施や関係機関との連携強化などの取組を推進します。

#### ④ 介護保険制度を支える仕組みづくり

高齢者の心身の状態や生活環境等の状況に応じた介護サービスを適切に提供するため、地域の実情や今後の人口動態及び要介護認定者数を踏まえて介護サービス基盤を計画的に整備していくとともに、介護ロボットやAI・ICT機器等の導入を促進するなど、介護業務の省力化・効率化を図り、職場環境の改善及び介護現場の生産性向上を推進し、介護人材の安定的な確保に繋げていきます。

また、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者等への指導・監督、介護サービス情報の公表や事業者の外部評価、サービスに関する苦情処理体制の強化等の取組を進めます。

さらに、各市町において実施する、要介護認定の適正化、ケアプラン点検及び医療情報の突合・縦覧点検などの介護給付の適正化や、地域課題分析力の強化及び、PDCAサイクル活用による介護保険制度の進捗管理の推進などの保険者機能の強化に向けた取組を支援し、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

### (3) 愛媛県総合計画との関係

この計画では、全国の高齢者人口がピークを迎える2040(令和22)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で末長く健やかに「愛(え)顔(が)お」で暮らせる社会づくり、すなわち、愛媛県総合計画に掲げる「シニアが活躍できる社会の推進」、「高齢者が安心して暮らせる社会の実現」を目指します。



## 5 施策の体系

<b>1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり</b>
<b>1-1 健康寿命の延伸への取組</b>
1 健康づくりの取組の推進
2 地域保健体制の整備
<b>1-2 社会参加の促進と生きがいづくり</b>
1 社会参加の促進と就業支援
2 生きがいづくりの推進
<b>2 高齢者の自立した生活のために、地域で共に支え合う社会づくり</b>
<b>2-1 地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進</b>
1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
2 地域包括ケアシステムの深化・推進
<b>2-2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</b>
1 介護予防・生活支援体制整備の推進
2 地域包括支援センターの機能強化
3 地域ケア会議の推進
<b>2-3 在宅医療・介護連携の推進</b>
1 医療・介護提供体制の構築
2 医療と介護の連携強化
3 在宅医療・介護連携推進事業への支援
4 リハビリテーションの推進
<b>2-4 認知症高齢者への支援</b>
1 普及啓発・本人発信支援
2 予防
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
<b>2-5 高齢者への生活支援の推進</b>
1 生活支援
2 NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働
3 生活困窮者等への支援

<b>3 高齢者が安全に、安心して暮らせる社会づくり</b>
<b>3-1 高齢者の住まいの確保</b>
1 高齢者の住まいの確保・充実
2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
3 在宅介護支援センター
4 有料老人ホーム
<b>3-2 安全な暮らしの確保</b>
1 犯罪等被害の防止・交通事故対策
2 自然災害への対策
3 感染症への対策
4 人にやさしいまちづくりの推進
<b>3-3 高齢者の権利擁護の取組</b>
1 高齢者虐待の防止
2 成年後見制度・権利擁護事業の充実
3 介護サービス事業所等への助言・指導

<b>4 介護保険制度を支える仕組みづくり</b>
<b>4-1 介護サービス提供体制の充実及び質の向上</b>
1 介護基盤等の整備・充実
2 介護サービスの質の向上
<b>4-2 介護人材の確保・資質の向上、生産性の向上</b>
1 介護人材確保の取組
2 介護現場の生産性の向上
3 多様な専門職の確保等
4 在宅介護を担う家族等の支援
<b>4-3 保険者機能の強化（市町への支援）</b>
1 保険者機能の強化について
2 取組方針
<b>4-4 公平で適正な介護給付の推進（第6期介護給付適正化計画）</b>
1 介護給付適正化計画の趣旨
2 現状と課題
3 第6期介護給付適正化計画期間における取組
4 県による取組
<b>4-5 介護サービス利用者等に対する支援</b>
1 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化
2 介護サービス相談員の資質向上
3 低所得者対策の一層の充実
4 共生型サービスの推進等(障害福祉サービスとの連携)

## 6 達成目標

計画に掲げる各施策のうち、数値目標を設定している項目は次のとおりです。

PDCAサイクルを活用して、計画期間内の目標の達成を図ります。

なお、指標欄に「累計」と記載しているもの以外は、全て単年度ごとの数値目標です。

### 1-2 社会参加の促進と生きがいづくり

指標	現状	目標
	2022(令和4)年度	2026(令和8)年度
ねんりんピック対象競技の県内競技者数	9,555 人	10,000 人

### 2-2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

指標	現状	目標			
	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	
介護予防事業に係る支援を実施している市町数	3 市町	5 市町	7 市町	8 市町	
介護予防従事者研修会の受講者数	178 人 (2022(令和4)年度)	200 人	200 人	200 人	
リハ専門職対象の研修会の受講者数	244 人 (2022(令和4)年度)	250 人	250 人	250 人	
地域リハビリテーション活動支援事業実施市町数	17 市町 (2022(令和4)年度)	18 市町	19 市町	20 市町	
介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者数	28,620 人 (2022(令和4)年度)	30,000 人	31,000 人	32,000 人	
生活支援コーディネーター研修会の受講者数	66 人	70 人	70 人	70 人	
B型(住民主体による訪問・通所型)サービスを実施している市町数	3 市町	4 市町	5 市町	6 市町	

### 2-3 在宅医療・介護連携の推進

指標	現状	目標 (2026(令和8)年度)
退院支援を実施している診療所・病院数	宇摩:4、新居浜・西条:10、 今治:6、松山:26、 八幡浜・大洲:3、宇和島:5 (2021(令和3)年)	各圏域現状以上
訪問診療を実施している診療所数・病院数	宇摩:17、新居浜・西条:44、 今治:41、松山:166、 八幡浜・大洲:48、宇和島:34 (2021(令和3)年)	各圏域現状以上
往診を実施している診療所・病院数	宇摩:25、新居浜・西条:66、 今治:57、松山:233、 八幡浜・大洲:79、宇和島:52 (2021(令和3)年)	各圏域現状以上

## 2-4 認知症高齢者への支援

指標	現状	目標		
	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
キャラバンメイト・サポーターの養成(累計)	189,507人 (R5.12.31時点)	201,000人	210,000人	219,000人
本人ミーティング開催市町数	2市町	3市町	5市町	8市町
介護予防に資する住民主体の通いの場の参加者実人数	28,620人 (2022(令和4)年度)	30,000人	31,000人	32,000人
認知症サポート医養成研修受講者数(累計)	154人	160人	165人	170人
かかりつけ医の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	3,037人 (2022(令和4)年度)	3,400人	3,600人	3,800人
歯科医師の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	717人 (2022(令和4)年度)	900人	1,000人	1,100人
薬剤師の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	521人	600人	680人	760人
看護職員の認知症対応力向上研修受講者数(累計)	412人	442人	472人	502人
認知症介護基礎研修受講者数(累計)	1,786人 (2022(令和4)年度)	3,086人	3,386人	3,686人
認知症介護実践者研修受講者数(累計)	5,181人	5,433人	5,673人	5,913人
認知症介護指導者養成研修受講者数(累計)	32人	35人	38人	41人
チームオレンジ整備市町数	5市町 (2022(令和4)年度)	11市町	18市町	20市町

## 3-3 高齢者の権利擁護の取組

指標	現状	目標		
	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
権利擁護支援のための中核機関の整備市町数	14市町	20市町	20市町	20市町
権利擁護支援のための協議会設置市町数	12市町	14市町	15市町	16市町

#### 4-2 介護人材の確保・資質の向上、生産性の向上 **暫定値**

指標	現状	目標		
	2021(令和3)年	2026(令和8)年	2030(令和12)年	2040(令和22)年
介護職員数	31,421 人	34,481 人	35,161 人	37,015 人

#### 4-3 保険者機能の強化 (市町への支援)

指標	現状	目標		
	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
市町職員を対象とした地域分析のための研修会の開催回数	1 回	2 回	2 回	2 回
市町の地域課題に対応する施策の立案への個別支援	2 市町	2 市町	2 市町	2 市町
他保険者との比較をする等、地域の介護保険事業の特徴を把握している市町	19 市町	20 市町	20 市町	20 市町
地域分析等の結果をHP等住民や関係者に周知している市町	18 市町	18 市町	19 市町	20 市町
認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績について、計画と実績の乖離状況と要因を考察している市町	20 市町	20 市町	20 市町	20 市町

#### 4-4 公平で適正な介護給付の推進 (第6期愛知県介護給付適正化計画)

指標	現状	目標			
	2021(令和3)年度～ 2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	計
国保連介護給付適正化システム個別研修を実施する市町数	20 市町	7 市町	7 市町	6 市町	20 市町
ケアプラン点検アドバイザーを派遣する市町数	20 市町	7 市町	7 市町	6 市町	20 市町

## 7 第9期介護保険事業支援計画における介護サービス利用量等の見込み

### (1) 被保険者数等の推計

今回の計画策定に際して、市町が推計した第1号被保険者（65歳以上）数及び第2号被保険者（40～64歳）数は、次のとおりです。

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
総数		866,140	861,458	855,573	829,415	743,459
第1号被保険者		440,770	439,632	437,910	431,051	418,323
第2号被保険者		425,370	421,826	417,663	398,364	325,136

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

このうち、要介護度別の要介護（支援）認定者数（第2号被保険者を含む）及び第1号被保険者に占める要介護（支援）認定者の割合（認定率）は、次のとおりです。

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
要支援1		16,500	16,658	16,899	17,992	18,578
要支援2		12,726	12,780	12,864	13,490	13,741
要介護1		20,239	20,396	20,592	21,591	22,692
要介護2		13,854	13,935	14,036	14,674	15,482
要介護3		11,390	11,491	11,604	12,104	13,049
要介護4		11,698	11,857	11,987	12,455	13,638
要介護5		8,422	8,468	8,506	8,792	9,437
計		94,829	95,585	96,488	101,098	106,617

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
要介護(支援)認定率 (第1号被保険者のみ)		21.2%	21.4%	21.7%	23.1%	25.2%
要介護(支援)認定率 (第2号被保険者含む)		21.4%	21.7%	22.0%	23.4%	25.4%

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

## (2) 介護サービス基盤の主な整備方針

高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で日常生活を営むことが継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実のほか、在宅と施設の連携などによる地域における継続的な支援体制の整備を図るとともに、療養病床を有する病院又は診療所に入院している患者の状態に即した介護給付等対象サービスを提供する体制整備を進めます。

具体的には、次の点に配慮して、今後の人口動態や地域の実情を踏まえ、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤を計画的に整備していく必要があります。

- ▶ 介護サービスについては、高齢者の尊厳と個別性の尊重を基本に、可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活の継続を支援することを目指し、高齢化の進行による要介護高齢者数の増大を踏まえたサービス全体の量的拡充を図るとともに、今後は単身・夫婦のみの高齢世帯や認知症高齢者の増加、さらには要介護度の重度化や医療ニーズの高まりが想定されることなどから、要介護高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえたサービスの多様化と機能強化を目指します。
- ▶ 要支援1・2に対する介護予防サービスについては、全国一律の基準で提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、2017（平成29）年度から全ての市町で介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、地域の実情に応じた形で実施されていますが、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、住民等が参画するような多様なサービスが総合的に提供可能となるよう、必要となる基盤整備を推進します。
- ▶ 要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続したいという本人や家族の意向を実現するため、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスや既存の様々な在宅サービスの充実強化を図るとともに、医療との連携による在宅介護の充実を図る観点から、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス及び看護小規模多機能型居宅介護の普及に努めるほか、グループホームなどの居住系サービスを拡充します。
- ▶ 施設サービスについては、認知症高齢者への対応強化や個々人の暮らしの継続性を尊重する個別性の高いケアを実現する観点から、個室・ユニット化を推進するとともに、地域に密着した小規模型施設の整備に努めます。
- ▶ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むため、市町と連携してこれらの設置状況等必要な情報を把握した上で、必要な基盤整備を推進します。

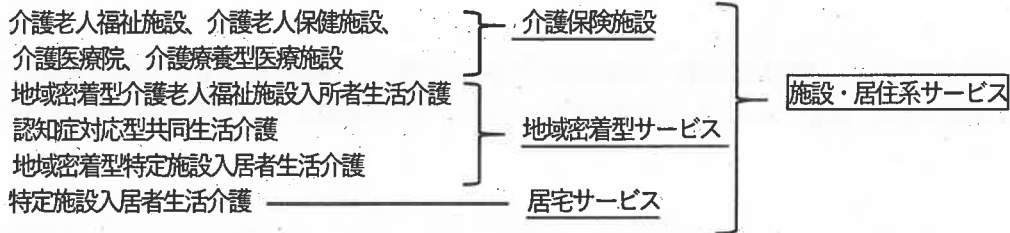
### (3) 施設・居住系サービスの推計

住み慣れた地域で暮らし続けることを望む高齢者の意向を尊重して、第8期計画に引き続き、地域密着型サービスの普及・促進に努めることとし、また、医療療養病床等からの転換の意向等も踏まえ、各市町が見込んだ数値に基づき推計しています。

【施設・居住系サービス利用者数（月平均）】 暫定値 (単位：人)

サービス種類	年度	2022(令和4)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	2040(令和22)
施設系サービス		13,242	13,220	13,295	13,352	14,975
介護保険施設		11,851	11,826	11,901	11,977	13,332
介護老人福祉施設 (広域型 特別養護老人ホーム)		6,326	6,295	6,320	6,358	7,061
介護老人保健施設		4,987	4,976	4,994	5,022	5,630
介護医療院		503	555	587	597	641
介護療養型医療施設		35	0			
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)		1,391	1,394	1,394	1,375	1,643
介護専用居住系サービス		5,227	5,381	5,489	5,562	6,254
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)		5,178	5,324	5,416	5,475	6,159
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)		0	0	0	0	0
地域密着型特定施設 入居者生活介護		49	57	73	87	95

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ  
(参考)

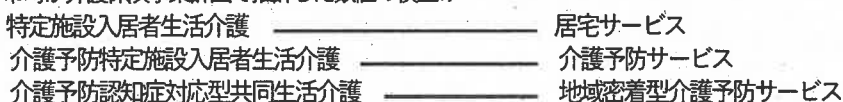


※特定施設とは、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームを指し、人員基準や設備基準を満たした場合に、介護保険事業所（サービス種別：特定施設入居者生活介護）の指定を受けることができる。

【介護専用型以外の居住系サービス利用者数（月平均）】 暫定値 (単位：人)

サービス種類	年度	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)		2,882	3,031	3,080	3,117	3,568
介護予防特定施設 入居者生活介護		465	445	452	456	498
介護予防認知症対応型 共同生活介護		35	41	41	41	40

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ  
(参考)





#### (4) 居宅サービス等/施設サービス量の推計

##### ① 居宅サービス 暫定値

居宅サービスは要介護1～5の方が利用できるサービスです。全てのサービスで、今後も供給量の増加が見込まれています。

2022(令和4)年度実績から2026(令和8)年度にかけての増加率が比較的高いものは、⑨短期入所療養介護(23.2%)、④訪問リハビリテーション(15.5%)、③訪問看護(11.6%)、⑤居宅療養管理指導(10.6%)です。

##### 【居宅サービスの供給量】(年間) 暫定値

サービス種類	単位	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
① 訪問介護	回	3,690,182	3,868,162	3,903,083	3,915,436	4,500,395
② 訪問入浴介護	回	29,936	29,881	30,172	30,066	33,438
③ 訪問看護	回	772,661	843,718	854,438	861,994	1,021,595
④ 訪問リハビリテーション	回	113,604	127,591	130,282	131,210	144,072
⑤ 居宅療養管理指導	人	110,147	119,964	120,768	121,836	145,680
⑥ 通所介護	回	1,964,717	2,071,117	2,077,528	2,085,964	2,328,688
⑦ 通所リハビリテーション	回	646,480	659,435	665,407	672,083	745,088
⑧ 短期入所生活介護	日	594,203	607,049	608,387	616,086	705,625
⑨ 短期入所療養介護(老健、病院等)	日	64,724	77,387	78,678	79,718	88,753
⑩ 特定施設入居者生活介護	人	34,584	36,372	36,960	37,404	42,816
⑪ 福祉用具貸与	人	301,089	308,772	310,584	313,956	351,132
⑫ 特定福祉用具販売	人	4,129	4,260	4,344	4,416	4,896
○ 住宅改修	人	3,504	3,420	3,480	3,492	3,960
○ 居宅介護支援	人	425,361	428,172	430,428	434,520	484,836

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

##### ② 地域密着型サービス 暫定値

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅や地域での高齢者の生活を支える重要な柱となるサービスです。このうち、居宅要介護者の在宅生活を365日24時間支えるサービスである、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や④小規模多機能型居宅介護、⑧看護小規模多機能型居宅介護の果たす役割は非常に大きく、徐々に事業所数は増えているものの、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑧看護小規模多機能型居宅介護については、約半数の市町での実施にとどまっていることから、地域の実情を踏まえながら、引き続き普及に努めます。

2022(令和4)年度実績から2026(令和8)年度にかけての増加率が比較的高いものは、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護(78.2%)、⑧看護小規模多機能型居宅介護(45.2%)、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護(19.7%)です。

##### 【地域密着型サービスの供給量】(年間) 暫定値

サービス種類	単位	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	8,278	8,940	9,792	9,912	10,320
② 夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	回	52,035	51,601	52,003	52,664	57,018
④ 小規模多機能型居宅介護	人	22,408	22,944	22,800	23,088	26,808
⑤ 認知症対応型共同生活介護	人	62,141	63,888	64,992	65,700	73,908
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	人	586	684	876	1,044	1,140
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	16,687	16,728	16,728	16,500	19,716
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	人	2,520	2,916	3,624	3,660	4,068
⑨ 地域密着型通所介護	回	647,751	663,336	666,643	671,082	744,154

※①定期巡回・随時対応型訪問介護看護は9市町、⑧看護小規模多機能型居宅は7市町実施している。

(2023(令和5)年12月末時点)

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

### ③ 介護保険施設サービス 暫定値

施設サービスは、2040（令和22）年度におけるサービス提供体制のあり方を念頭に、各施設の入所待機者数や県の施設整備方針等も踏まえて必要な利用者数を見込んでいます。

2022（令和4）年度実績から2026（令和8）年度にかけての増加率は、①介護老人福祉施設は0.5%増加、②介護老人保健施設は0.7%増加、③介護医療院は18.7%増加すると見込まれています。

#### 【介護保険施設サービスの供給量】（年間） 暫定値

サービス種類	単位	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
①介護老人福祉施設	人	75,909	75,540	75,840	76,296	84,732
②介護老人保健施設	人	59,841	59,712	59,928	60,264	67,560
③介護医療院	人	6,034	6,660	7,044	7,164	7,692
④介護療養型医療施設	人	424				

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

### ④ 介護予防サービス

高齢者が各自の機能・能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう「自立支援」を推進する観点から、各市町は、要支援1あるいは要支援2の方に、状態の軽減または悪化の防止につながる効果的で多様な介護予防サービスを提供することとされており、サービス基盤の充実等に伴って、利用量の増加が見込まれています。

#### 【介護予防サービスの供給量】（年間） 暫定値

サービス種類	単位	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
①介護予防訪問入浴介護	回	62	50	50	50	142
②介護予防訪問看護	回	194,319	206,767	209,207	212,729	245,299
③介護予防訪問リハビリテーション	回	26,444	30,025	30,630	31,332	32,761
④介護予防居宅療養管理指導	人	8,956	9,720	9,816	10,032	11,400
⑤介護予防通所リハビリテーション	人	32,559	35,196	35,616	36,024	38,868
⑥介護予防短期入所生活介護	日	8,868	10,998	11,254	11,368	12,708
⑦介護予防短期入所療養介護(老健、病院等)	日	681	598	655	713	1,046
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人	5,584	5,340	5,424	5,472	5,976
⑨介護予防福祉用具貸与	人	131,476	139,308	140,676	142,188	161,580
⑩特定介護予防福祉用具販売	人	2,208	2,304	2,364	2,364	2,472
○住宅改修	人	2,714	2,988	3,048	3,120	3,324
○介護予防支援	人	160,816	170,808	171,180	172,308	189,888

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

### ⑤ 地域密着型介護予防サービス

④と同様に、サービス基盤の充実等に伴って利用量の増加が見込まれています。

#### 【地域密着型介護予防サービスの供給量】（年間） 暫定値

サービス種類	単位	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
①介護予防認知症対応型通所介護	回	301	192	192	192	192
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	2,656	3,000	2,976	3,036	3,432
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	425	492	492	492	480

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

## (5) 標準給付費等の推計と介護保険料

### ① 標準給付費等の推計 暫定値

標準給付費は、介護給付費、予防給付費及びその他経費（特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料）の合計額を指します。

介護保険対象サービス等に係る標準給付費については、2022（令和4）年度実績から2026（令和8）年度にかけて7.5%増加する見込みであり、介護保険料の算定にも反映されます。

#### 【標準給付費】 暫定値

（単位：千円）

サービス種類	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
標準給付費見込額	142,241,912	150,069,841	151,816,292	152,943,463	172,145,202
総給付費	134,613,875	141,771,839	143,468,960	144,553,559	162,855,433
特定入所者介護サービス費等給付額	3,354,438	3,784,501	3,799,493	3,811,157	4,340,458
高額介護サービス費等給付額	3,548,555	3,769,132	3,799,115	3,824,328	4,113,338
高額医療合算介護サービス費等給付額	554,150	569,981	572,314	575,990	641,951
算定対象審査支払手数料	170,895	174,388	176,410	178,429	194,022

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

### ② 地域支援事業の推計

「地域支援事業」は、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、各市町が主体となって実施しています。

事業内容は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなり、財源については、「介護予防・日常生活支援総合事業」は第1号及び第2号被保険者の保険料と公費で、「包括的支援事業」及び「任意事業」は第1号保険料と公費でまかなわれることとなっています。

#### 【地域支援事業費】 暫定値

（単位：千円）

サービス種類	2022(令和4)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2040(令和22)年度
地域支援事業費	7,112,499	8,186,825	8,373,356	8,555,341	7,656,075
①介護予防・日常生活支援総合事業費	4,509,488	5,393,996	5,552,429	5,715,924	4,945,018
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	2,303,545	2,427,549	2,450,968	2,464,748	2,347,562
③包括的支援事業（社会保障充実分）	299,466	365,280	369,959	374,669	363,495

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

### ③ 第9期計画期間の介護保険料

第9期介護保険料基準額の県平均（月額・加重平均）は、標準給付費等の増加により、第8期より0.9%増の6,466円となる見込みです。

#### 【第9期計画期間における65歳以上の者（第1号被保険者）の介護保険料基準額】

暫定値

	第8期 2021(令和3) ～2023(令和5)年度	第9期 2024(令和6) ～2026(令和8)年度	増減率 (8期→9期)
第1号保険料基準額 県平均 (月額・加重平均)	6,409円	6,466円	0.9%

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

**(6) 介護保険施設等の整備目標 暫定値**

介護保険施設等の整備方針に基づく整備目標数は、次のとおりです。

**【介護保険施設等の整備目標総括表】**

(単位：床数)

サービス種類	2023(令和5)年度末 整備見込数	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	整備数
広域型特別養護老人ホーム (定員30人以上) ※1	6,650	6,698	6,718	6,757	107
介護老人保健施設	5,251	5,251	5,271	5,301	50
医療療養からの転換分	70	70	70	70	0
介護療養からの転換分	89	89	89	89	
介護医療院	555	600	600	600	45
医療療養からの転換分	60	105	105	105	45
介護療養からの転換分	427	427	427	427	
老健からの転換分※2	44	44	44	44	0
地域密着型特別養護老人ホーム (定員29人以下) ※3	1,462	1,462	1,462	1,433	△29
介護専用型特定施設 ※4	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	58	58	87	87	29
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	(5,503)	(5,539)	(5,584)	(5,584)	(81)
医療療養からの転換分	(18)	(18)	(18)	(18)	(0)
介護療養からの転換分	(9)	(9)	(9)	(9)	

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

(注) 本県の介護療養病床は、2023(令和5)年度末までに全て廃止されたため、整備数には斜線を記載  
認知症グループホームの整備見込数は、市町が指定権限を有するためカッコで記載

※1：介護老人福祉施設

※2：2006(平成18)年7月1日から2018(平成30)年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けた介護老人保健施設からの転換分に限る。

※3：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：床数)

サービス種類	2023(令和5)年度末 母体施設定員見込数	2026(令和8)年度末 母体施設定員数	係数(%)	2026(令和8)年度末 必要利用定員総数	整備数
混合型特定施設 ※5	3,986	4,096	圏域ごとに 60%~70%	2,572	110

資料：各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

(注) ※4※5：「介護専用型特定施設」は要介護者のみ、「混合型特定施設」は要介護者以外も入居できる有料老人ホーム等

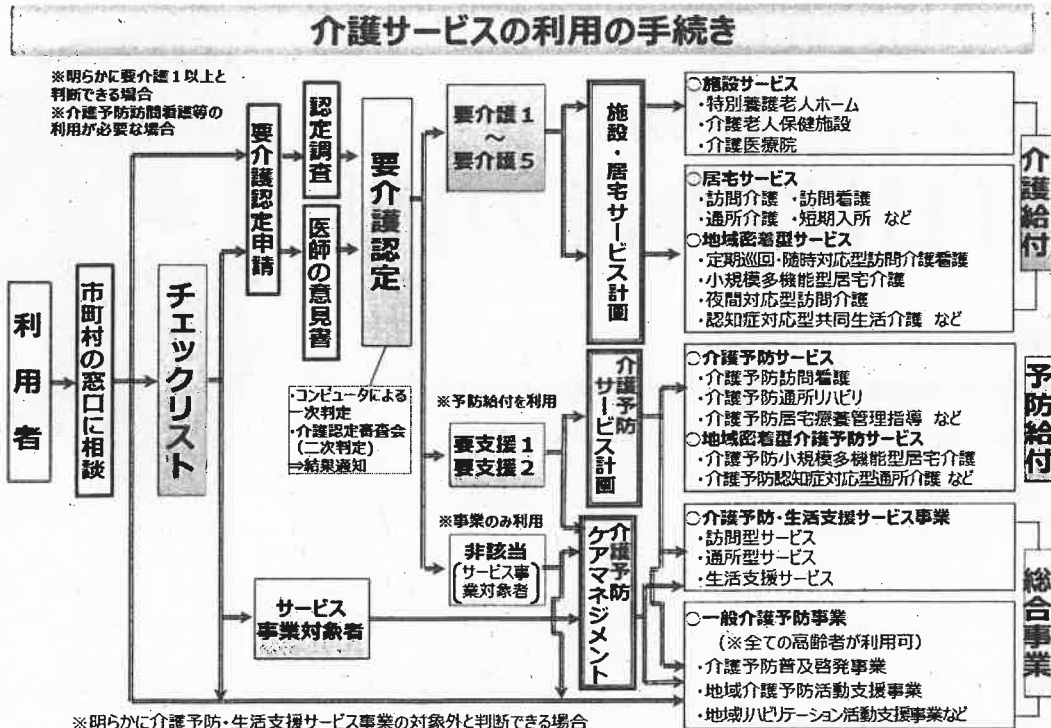
また、「係数」とは、母体施設の定員に対するサービス(介護給付)利用者の割合

参考

市町村が指定・監督を行うもの	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うもの	
<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> </ul> <p>◎居宅介護支援 ※</p>	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>○福祉用具貸与</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護医療院 ※平成30年度新設</li> </ul>	介護給付を行うサービス
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <p>○介護予防福祉用具貸与</p>	予防給付を行うサービス

※2018（平成30）年度から、居宅介護支援事業者の指定・監督権限は、都道府県から市町村に移譲。

【介護保険制度の仕組み】



いい日、いい日、毎日

あったか介護 ありがとう

11月11日は『介護の日』

平成 20 年7月、厚生労働省において

“介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、それらを取り巻く地域社会における支えあいや交流を促進する日”として定められました。

